

## 愛和学園 重要事項説明書（令和7年度版）

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次の通りです。

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 愛和
所 在 地	大阪市住之江区西加賀屋1-1-47
電 話 番 号	06-6681-2026
代表者氏名	理事長 山本 哲司

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	愛和学園
施 設 の 所 在 地	大阪市住之江区西加賀屋1-1-47
連 絡 先	電話番号：06-6681-2026 FAX：06-6681-1716
管 理 者	理事長兼園長 山本哲司
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 21人 1歳児 30人 2歳児 36人 3歳児 48人 4歳児 48人 5歳児 48人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 144人 満1歳以上満3歳未満の児童 66人 満1歳未満の児童 21人
開 設 年 月 日	昭和30年12月22日
事 業 所 番 号	2710051004317
H P ア ド レ ス	<a href="http://www.aiwagakuen.jp">http://www.aiwagakuen.jp</a>
園長メールアドレス	<a href="mailto:yamamoto@aiwagakuen.jp">yamamoto@aiwagakuen.jp</a>

### 3 施設の目的・運営方針

愛和学園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

### 4 当園における施設・設備等の概要

#### (1) 施設

敷地		956.79㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造4階建て
	延床面積	1652.54㎡
1F	園庭	526.01㎡

#### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	4室	2階：0歳児クラス、1歳児クラス各1室 2歳児クラス2室 (全室床暖房完備)
保育室	6室	3階：3～5歳児クラス各2室（合計6室）
愛和ホール	1室	4階
音楽室	1室	4階
屋上広場	1か所	4階
子育て支援室	1室	1階（床暖房完備）
子育て相談室	1室	1階
職員室	1室	1階
多目的トイレ	1か所	1階
エレベーター	1か所	1階～4階
子ども用トイレ		1階1か所、2階3か所 3階2か所、4階1か所

## 5 提供する保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) 教育・保育運営

#### ① 経営理念

- ・子ども一人ひとりの無限の可能性を引きだし、将来の日本に貢献する人材の土台をつくる
- ・保護者や地域の方々に感動を与える認定こども園として存続し続ける

#### ② 保育理念

- ・月齢ごとの子どもの特性を十分理解し発達の状況に応じて1人ひとりに寄り添う保育を行う
- ・自己肯定感を育む保育を心掛け、子ども自身が世の中に必要な人間であると感じられる保育を行う
- ・3歳までは基本的な生活習慣を身に着ける過程で、3歳以上では様々なカリキュラムを通して、諦めなければ成し遂げられるという実体験を積み重ね、子ども1人ひとりが自分自身に自信が持てるよう保育を行う

#### ③ 教育・保育目標

- ・体操やかけっこを毎日行うことで、健全な心と体をつくる
- ・ミュージックステップ(音楽教育)を毎日行うことで、規範意識や協調性を学ぶとともに絶対音感を身につける
- ・立腰(りつよう)と道徳カリキュラムを毎日行うことで、道徳性や社会生活との関わりを理解する
- ・読み書き計算を毎日行うことで、思考力や問題解決能力を身につけるとともに学ぶ楽しさを知る
- ・英語カリキュラムを毎日行うことで、正しい発音と多くの単語を記憶する

小学校入学前に自立の精神と自信をつけることが大きな目標となります。

そのために、まず、0～2歳クラスまでは、保護者様と連携しながら、受容に溢れたチーム保育と担当制により、お子様の自己肯定感を育む保育を行います。そのベースの上に、3歳児クラスからは、知育(読み・書き・計算等)、体育(柔軟・かけっこ・体操等)、感育(ミュージックステップ・英語等)、徳育(姿勢・挨拶・道徳教育等)のカリキュラムを毎日行い、子どもたちの潜在能力を開花させ、自信をつけ、将来の自立へ向けての土台の形成を目指します。

(3) 送迎

通園バスはありません。各自、各保育室までお連れください。

6 職員の職種、員数及び職務の内容

(管理栄養士については別掲)

令和6年10月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
教頭	園長補佐業務	1	1		
主幹 保育教諭	園長を助け、命を受けて園務の一部を 代行、園児の保育をつかさどる	3	3		
保育教諭	教育課程及び保育課程に基づき、園児 の教育・保育を行う	36	30	6	
調理員	給食及びおやつを調理する	2	2	4	
栄養士	献立作成や給食全般の管理、アレルギー 対応、食育に関する活動など	2	2		
看護師	安全・衛生・健康管理業務	1	1		
事務員	園運営の事務業務	1	1		
音楽	音楽指導	1	1		
体育	体操指導	3		3	
心理士	在園児の行動観察及びカウンセリング	2		2	

当園では、幼保連携型認定こども園法の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務時間
園長	9：30～18：30
教頭	9：30～17：30
保育教諭（幼児担任）	8：00～18：00のシフト制
保育教諭（幼児担任以外）	7：30～18：30のシフト制
栄養士	8：00～16：30
調理員	8：00～16：30
事務員	9：00～18：00
看護師	9：00～17：00

※ シフト制により、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。但し、

- ・祝祭日
- ・年末年始(12月29日～1月4日)
- ・お盆(8月12日～15日)

は、休園となります。

尚、

- ・1月4日
- ・8月12日～15日
- ・卒園式(3月第2土曜日)
- ・新年度準備(毎年3月31日。土日の場合は3月最終金曜日)

は、保護者様の了解を得て休園とさせていただきます。

## 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分～18時30分までの範囲で、保育を必要とする時間となります。

(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と保護者様との協議の上で決定します)

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分～15時30分までの範囲で、保育を必要とする時間となります。

(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と保護者様との協議の上で決定します)

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、15時30分～18時30分までの範囲で、時間外保育を提供いたします。

(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)

### (3) 1号認定に係る教育時間

9時15分～15時15分までの預かりとなります。15時30分までにお迎えをお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、預かりが必要な場合は、15時30分～18時30分までの範囲で、時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります)

1号認定の年長クラスのお子様の最終登園日は、卒園式の日となります。

## 9 食事の提供方法及び提供を行う日及びアレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

### (1) 食事の提供方法

自園調理です。月末に翌月の献立予定表をきつずノートで配信します。  
メニューに使用する材料やカロリー数も表示しています。

### (2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	9時30分頃(完了食以降で提供)	11時30分頃	15時頃
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃
2歳児		11時30分頃	15時頃
3歳児		12時00分頃	15時頃
4歳児		12時00分頃	15時頃
5歳児		12時30分頃	15時頃

給食においては、乳、卵、小麦粉を使った料理は提供しません。人間の体は食べたものから出来ているのですから、体に悪影響を及ぼす恐れのある、さまざまな添加物を一切使わない無添加給食を実現しています。使用する調味料もすべて無添加のものを使用しています。野菜に関しては基本的に、オーガニック野菜を使用していますので、カット後のくず野菜も煮込んでみそ汁やスープの出汁として使用します。小麦に関しては醤油に含まれるものは例外として、その他の小麦粉は料理から排除し、通常小麦粉が使用される料理はすべて米粉で代用して、同じような食感や味を実現しています。その結果として、一般的なパンやパスタ、うどん類の提供はありません。

### (3) アレルギー対応状況

食物アレルギー対応マニュアル有。

アレルギーの子どもに多い、乳と卵を一切使用しない美味しい給食を、全園児に提供しています。これにより、誤食等のアレルギー関連の事故のリスクを大幅に低減します。

但し、園が使用している調味料に含まれる小麦及び大豆アレルギーには、原則対応できませんので、お弁当をご持参頂くこととなります。

### (4) 管理栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

## 10 利用料と諸費と給食代

### (1) 利用料

支給認定を受けた市町村が定める保育料を徴収します。

2019年10月1日より、3歳以上は無料です。

### (2) 諸費

保育料に含まれない利用者負担金として、おむつ代や教材費などの別紙に掲げる費用（年齢毎に異なります）を徴収致します。

### (3) 給食費

給食費は、2歳児クラスまでは無料ですが、3歳児クラス以上は7,500円徴収します。（主食費3,000円・副食費4,500円）

但し、利用者区分が1～8Aの方は、給食費として4,500円（副食費）が免除されますので、3,000円（主食費）の徴収となります。

上記（1）から（3）までを合算して、毎月5日（休日の場合は翌営業日）に、ゆうちょ銀行口座（入園時に口座を開設して頂きます）から自動引き落としとさせていただきます。

## 11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

障がい児保育を行っています。また、児童発達支援施設の愛和プラスも必要に応じて優先的にご利用いただけます。

## 12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 保育料や利用者負担金の30日を超える滞納があった場合、18時30分を超えてのお迎えが累積で3回になった場合、その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 1.4 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科、小児科

医療機関の名称	前田医院
医院長名又は医師名	櫻井 裕
所在地	大阪市住之江区中加賀屋2-8-14
電話番号	06-6681-1929

### (2) 歯科

医療機関の名称	山村歯科
医院長名又は医師名	山村 高也
所在地	大阪市住之江区南港中2-1-99
電話番号	06-6613-2020

## 1.5 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 1.6 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

午前7時の時点で、次のいずれかの場合は、終日臨時休園とします。

- 【1】 大阪市に「暴風（暴風雪）警報」または「特別警報」が発表された場合。
- 【2】 住之江区に河川洪水等による水害の警戒レベル3（高齢者等避難）、警戒レベル4（全員避難）、警戒レベル5が発令された場合。
- 【3】 大阪メトロ四つ橋線が運休している場合。
- 【4】 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

※震度4以下であっても、被災状況等により「臨時休園」になる場合があります。また、保護者様が危険と判断されたときは、登園を見合わせてください。お仕事が休みの方は、休ませてください。

※午前7時以降に、上記【1】【2】が解除、【3】が再開されても、その日の途中からの保育はありません。

※午前7時以降（登園後も含む）、上記【1】【2】【3】【4】が発表された場合は、その時点での迎えとなります。安全に留意して速やかに迎えをお願いします。

### 17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して年1回虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

### 18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 利用相談窓口	・窓口担当者 中島 厚子 ・利用時間 9:00 ~ 17:00 ・電話番号 06-6681-2026 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	・大木 保宏 ・電話番号 06-6683-0112

当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

### 19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付制度、賠償責任保険
保険の内容	園内での起きた疾病・負傷・事故時の補償
保険金額	2億円

### 20 園児の利用状況（各年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	12人	12人	12人
1歳児	24人	24人	24人
2歳児	36人	36人	36人
3歳児	47人	48人	47人
4歳児	48人	46人	45人
5歳児	47人	47人	44人

### 21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和5年10月	令和5年12月公表
自己評価の実施状況	毎年度実施	

### 22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし

## 2 3 当園におけるその他の留意事項

園生活について	愛和学園は集団生活ですので、 <u>個別配慮が必要ない、健康な状態にあること</u> が前提での教育保育です。毎朝検温し、37.5℃以上の発熱や体調がすぐれない場合は、登園を見合わせてください。
《別紙》園生活のしおり (生活版) (保健版)	園生活におけることがらを詳しく記載しています。よくお読みください。
予防接種	公費負担のある各種予防接種は、定められている期間にすべて受けてください。済ませて頂かないとお預かりできません。入園後に予防接種を受けられたら、その都度お知らせください。
睡眠時間	満2歳を超えたら、お子様の睡眠時間を保護者がしっかりコントロールしてください。わが子の将来や当園の教育環境を最大限活用するためには、21時までの就寝ぐせをつけるよう頑張ってください。
園児の肖像権	園で撮影した写真はホームページや YouTube で公開する可能性があります。公開に同意できない方は事務所に申し出てください。公開されないように配慮いたします。
営業時間を超えて 発生する費用	お迎え時間は、1号認定の方は15時30分となります。その他の方は、勤務証明に表示されている勤務終了時間に通勤時間を足した時間となります。勤務証明書に基づいて、登降園時間確認書を作成しますので、そこで確定したお迎え時間を超えて預けることは基本的にできません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1号認定の方は、9時以前と15時30分以降、短時間認定の方は、15時30分以降、延長保育代金としてそれぞれ1分につき10円。</li> <li>・標準時間認定の方は、18時30分を超えた場合は、1～15分までは500円。その後15分刻みで500円ずつ加算されます。ご注意ください。</li> </ul>
きっずノート (アプリ) の登録	きっずノートで園情報を配信しますので、登録をお願いします。1世帯で複数人の登録が可能です。動画配信、感染情報、各種案内、本日の給食確認、担任との連絡ツールとなります。

<p>非常変災時の措置について</p> <p>※非常変災とは、自然災害をはじめとする緊急事態全般を指す用語です。</p>	<p>異常気象や大地震、教育保育が安全に行えない事態などが生じた場合、理事長の判断により臨時休園とします。その場合、きつずノートでお知らせします。園に直接電話で問い合わせをされますと、その電話対応で災害対応ができなくなる場合があります。園への電話での問い合わせはご遠慮ください。</p>
<p>転園・就学先との連携について</p>	<p>就学前年となる年長児については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて小学校との連携があり、園での育ちをまとめた「指導要録」を就学先の小学校に送付しています。転園の際も、当園に在園中の育ちを指定書式にて、次の教育・保育施設に送付することが義務付けられています。予めご了承ください。</p>

## 2 4 最後に（一番大切なお願い）

集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の4つの点をご理解ください。

- (1) こども園は、子どもたちがそれぞれに関わり合いながら、様々なことを試し興味を広げ、育っていく場所です。活動に伴うケガ（骨折等も含む）、関わり合いに伴う、かみついたりひっかき、ケンカなどは毎日どこかで必ず起きています。自分の意思を言葉で表現できない、まだ相手の気持ちを理解できないという発達段階の子どもにおきることとも言えます。子ども1人に保育者が1人ついている状況ではありませんので、ケガを予防できないことも多々あることを予めご了承ください。
- (2) お子様は日々、集団の中で生活しているという点を認識していただき、集団保育や他の子どもたちに望ましくない影響が起これることはお控えください。
  - ①わが子への暴言や体罰は、必ず真似をするのでやめてください。
  - ②医療・宗教上の理由がない特別扱い（食事、生活習慣等）はできません。
  - ③お迎え後に園庭で遊ぶことは禁止等、園のルールには必ず従ってください。
- (3) お子様の体調【例：家庭での発熱・嘔吐等の体調不良や家庭での投薬、ご家庭や登園中に起きたケガ、保護者様のその日の居場所（自宅 or 勤務先等）】は、こちらがお尋ねしなくても、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者様と園の間の信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となりますので、事実を隠す（感染症を伝えないなど）、事実と異なることを伝える等はなさないで下さい。
- (4) お子様の成長・発達に関し教職員が気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくないとお感じになること、認めたくないとお感じになることもあると思いますが、未就学期の気づき、特にご家庭の環境とは異なる集団生活の中の気づきは、お子様の育ちと将来に深く関わります。どんな変化であれ、できる限り早く気づいて、必要な対応をすることがお子様の将来にとって必ず良い結果につながります。

以上にあげた点はいずれも、毎年、保護者様と私どもとの間でトラブルに発展するケースですので、予めお伝えしておりますが、これらはすべて「子ども（たち）の最善の利益」を追求するためです。ご理解とご協力を賜りたいと存じます。